

農業者年金

現況届は忘れずに提出を

現況届は、年金を受給するために毎年必要な手続きです。農業者年金を受給している方は必ず提出してください。

現況届の送付・提出

現況届は毎年5月末頃、農業者年金基金から直接、受給者本人に郵送されます。

※年金受給者ご本人が記入・署名できない場合は、代理の方が記入・署名をしてください。

■提出期限 6月30日(木)

■提出先

農業委員会事務局（郵送可）

現況届の提出を忘れた場合

現況届の提出がない場合は、11月から年金の支払いが差し止められます。差し止めは、現況届が提出されるまで継続されます。ご注意ください。

経営移譲年金の受給者の方へ

経営移譲年金を受給している方（以下、受給者という）は、後継者や特定の第三者に農業経営を移譲することにより、加算された額の年金を受給しています。しかし、受給者が次の項目に該当するようになると、農業経営を再開したとみなされ、経営移譲年金の支給が停止されるおそれがあります。



■支給停止の対象者

- ・認定農業者
- ・JA組合員（販売代金の入金など）
- ・経営所得安定対策の申請者
- ・農業政策の各種補助金受給者
- ・農業共済の加入者
- ・土地改良区組合員
- ・農業所得の申告者

農地を動かすその前に

受給者が、後継者などに貸付している農地を農地転用したり、後継者以外に貸し付けたりすると、年金の一部が支給停止になることがあります。

農地の貸し借りや売買などを検討する場合は、農業委員会事務局にご相談ください。

■問い合わせ先

農業委員会事務局
☎(32)8915

全国一斉情報伝達訓練

災害などの際、国の全国瞬時警報システム（J-ALERT）から送られてくる緊急情報を確実にお伝えするため、全国一斉情報伝達が実施されます。

市内に設置している屋外拡声器や、市内の公共施設・学校施設から、一斉に放送が流れます。

■日時

5月18日(水) 午前11時

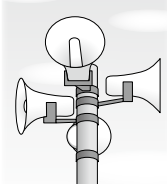
※災害などの発生により延期になる場合があります。

■放送内容

「これは、J-ALERTのテストです」×3回

■問い合わせ先

安全安心課
☎(32)8894



後期高齢者医療保険制度の保険料率など

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢化の進展や医療技術の進歩などの影響による1人当たりの医療費の増加などに対応するため、2年に1度見直されることになっています。

令和4・5年度の保険料率などは次のとおりです。

	令和2・3年度		令和4・5年度
均等割額	43,200円	→	43,200円（変更なし）
所得割率	8.54%	→	8.54%（変更なし）
賦課限度額	64万円	→	66万円

※均等割額とは、被保険者全員に等しく負担していただくもの。

※所得割率とは、被保険者の所得に応じて負担していただく所得割額を算出するために用いる割合のこと。

※賦課限度額とは、賦課される保険料(年額)の上限額のこと。

軽減措置

所得の低い方に対する均等割軽減と、後期高齢者医療被保険者の資格を取得する前日まで被用者保険の被扶養者であった方に対する保険料軽減措置は、令和4年度も継続されます。

■問い合わせ先

県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805

■基本的な感染対策を継続し、自分を、周りの人を、そして医療を守りましょう



マスク着用



密集回避



密接回避



密閉回避



換気



咳エチケット



手洗い